

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成31年4月19日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 間野委員 宮内委員 中村委員 森委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 31 年 4 月 19 日（金）午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

「榎が丘小学校」「すすき野中学校」「緑図書館」「青葉おはなしフェスティバル実行委員会」の文部科学大臣表彰の受賞について

3 報告案件

教委報第 1 号 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の制定に関する臨時代理報告について

教委報第 2 号 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正に関する臨時代理報告について

教委報第 3 号 横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正に関する臨時代理報告について

教委報第 4 号 教職員の人事に関する臨時代理報告について

4 その他

鯉淵教育長	それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。 初めに、4月1日付で教育委員会事務局の経営責任職の異動がありましたので、事務局から紹介いたします。
久米職員課長	職員課長の久米です。それでは、異動のあった職員の紹介をいたします。 教育次長の小椋歩でございます。
小椋教育次長	よろしくお願いいたします。
久米職員課長	総務部長の福島雅樹でございます。
福島総務部長	よろしくお願いいたします。
久米職員課長	生涯学習担当部長の渡邊孝之でございます。
渡邊生涯学習 担当部長	よろしくお願いいたします。
久米職員課長	教職員人事部長の古橋正人でございます。
古橋教職員人 事部長	どうぞよろしくお願いいたします。
久米職員課長	施設部長の上野圭介でございます。
上野施設部長	よろしくお願いいたします。
久米職員課長	インクルーシブ教育担当部長の佐藤祐子でございます。
佐藤インクル ーシブ教育担 当部長	よろしくお願いいたします。
久米職員課長	人権健康教育部担当部長の木村奨でございます。
木村人権健康 教育部担当部 長	よろしくお願いいたします。
久米職員課長	中央図書館長の田雑由紀乃でございます。
田雑中央図書 館長	よろしくお願いいたします。

久米職員課長	以上でございます。
鯉淵教育長	<p>それでは、議事日程に従い、会議録の承認を行います。3月1日の会議録の署名者は大場委員と宮内委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<了 承>
鯉淵教育長	<p>それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。</p> <p>なお、3月11日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。</p> <p>次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。</p>
小椋教育次長	<p>【一般報告】</p> <p>1 市会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3/12 こども青少年・教育委員会 ○3/15 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査） ○3/18 予算第一特別委員会（採決） ○3/19 本会議（第6日）予算議決、追加議案議決 <p>教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。</p> <p>まず、市会関係ですが、3月12日に、こども青少年・教育委員会が開催され、教育委員会関係の審議が行われました。議案として、「平成31年度横浜市一般会計予算」についての審議が行われたほか、請願審査が1件行われました。また、報告事項として、「附属機関の開催状況について」など、2件の報告をさせていただきました。</p> <p>3月15日に、予算第一・予算第二特別委員会連合審査会が行われ、予算案の総合審査が行われました。</p> <p>3月18日には、予算第一特別委員会が行われ、予算案の採決が行われました。</p> <p>3月19日には、本会議第6日目が開催され、予算案と追加議案が議決されました。</p> <p>2 市教委関係</p> <p>(1) 主な会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○卒業式関係 ○3/29 学校管理職等辞令交付式ほか ○4/1 新規採用教職員辞令交付式 ○4/1 教育委員会事務局職員辞令交付式 ○4/3 左近山特別支援学校開校宣言式 ○4/3 第1回全体校長会議 ○入学式関係 <p>(2) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「榎が丘小学校」「すすき野中学校」「緑図書館」「青葉おはなしフェスティバル実行委員会」の文部科学大臣表彰の受賞について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、3月15日から3月19日までに行われた市立学校の卒業式に鯉渕教育長、教育委員が出席いたしました。川和東小学校には宮内委員が、十日市場小学校には中村委員が、本町小学校には鯉渕教育長が、東俣野小学校には森委員がそれぞれ出席し、お祝いの言葉を述べております。

3月29日には、学校管理職等辞令交付式を保土ヶ谷公会堂で行いました。当日は、退職及び人事異動に伴う辞令交付式と再任用校長任期終了者への感謝状贈呈、そして統括校長の辞令交付式が行われています。

4月1日には、新規採用教職員辞令交付式を横浜文化体育館で行いました。本年度は教職員692名が採用となり、鯉渕教育長より辞令の交付と、訓示を行いました。

また、同4月1日に、教育委員会事務局職員の辞令交付式を行っています。

4月3日には、左近山特別支援学校の開校宣言式が行われ、鯉渕教育長が出席し、挨拶いたしました。

また、同4月3日に、第1回全体校長会議が保土ヶ谷公会堂で行われ、荒木田副市長と教育長からお話がありました。

次に、入学式関係について報告いたします。4月4日に小学校2校、中学校1校、特別支援学校1校で、4月5日には小学校337校、中学校144校、義務教育学校2校、特別支援学校12校、蒔田中学校夜間学級で、4月6日には小学校1校で、4月8日には高等学校9校、中学校1校で、入学式が行われました。

次に、報告事項として、この後、所管課から「榎が丘小学校」「すすき野中学校」「緑図書館」「青葉おはなしフェスティバル実行委員会」の文部科学大臣表彰の受賞について、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等はございますか。

森委員

質問というよりは、いろいろな会に参加しての感想に近いところはございますが、一言申し上げたいと思ひまして、お話しさせていただきます。

いろいろな式典に今回初めて参加しました。いろいろな準備にきっとたくさん時間をかけられたのではないかと思います。例えば、新規採用教職員辞令交付式は、新しく教職員になれる方々をお迎えする会ですが、大変厳粛に行われました。参加しながら思ったこととしては、今、働き方改革ですとか、教職員の方々の長時間労働ということが大変話題になって、課題になっています。その中で、重なっている業務の一つにこういった行事があるのではないかと思います。それぞれの学校の中でどんな行事を残して、どのように新しく行事をしていくかを考えていくことがとても大事だと思いますが、関内の教育委員会からも従来どおりの式典をやるといような発想ではなく、例えばもう少しフランクにやってもいいのではないかとか、もう少し若い職員の方々がわくわくするようなしつらえにしてもいいのではないかとか、新しい発想を教育委員会事務局としても積極的に考えて、来年度はもう少し違う形を目指していただければと思います。1点はそこでございます。

鯉渕教育長

感想ということでよろしいですね。

森委員

はい。

宮内委員

今の森さんの意見に関連して申し上げます。卒業式に参加するたびに思うのですが、儀式が長過ぎます。そもそも教育委員の挨拶などはいらないのではないかと思います。いつも学校支援等々でお世話になっている方にお礼をしなければいけないということで、来賓の方に挨拶してもらったり、紹介をしたり、いろいろありますが、ある学校では2時間、小学生を寒い体育館に座らせ、終わると整列して退場しなければいけません。そうしながらトイレに走ります。これは健全なことではないと思います。こういった式典そのものを整然と行う、整列して行うということは、私はいいことだと思っていますが、形式と実の部分とのめり張りをつけてくれと各学校に言うのはなかなか無理なのではないかと思います。やはり教育委員会事務局として指針なりを出すことが必要ではないかと考えました。

鯉淵教育長

御意見ということで承ります。
ほかによろしいですか。

森委員

今、市会関係やいろいろな報告をいただきました。今、教育委員会の中で何が起きているのかということをも市民の皆さんがまず見るページは、教育委員会のホームページではないかと思います。実際に全市的にホームページが大幅にリニューアルされたということで、きっと現場の職員の皆さんも大変だとは思いますが、大変情報が見つけにくくなってしまっていると感じます。特に市民の関心のある事項につきましてはわかりやすいところにアイコンを置いて、下層の下層の下層に入らないと資料が見つからないということがないように、今、市民の皆さんは何に関心があるかということ意識しながら、教育の部分は特にホームページを考えていただければと思います。

いろいろとホームページ見ておりますと、今回のリニューアルで重視されたのが、市民にとっての入り口を意識されたことを読み取りながら読みました。そうであるならば、例えば今、中学校の昼食について大変な議論になっておりますけれども、ホームページ上で公開されている資料はとても古いものになっているように感じます。例えば、用地の取得が難しいですとか、いろいろな難しさがあるとするならば、どのように難しいか、どのような検討をしてきたかということ、1枚の報告を上げるだけではなくて、もう少し丁寧に説明をホームページに上げていただけたらと思います。同様に、インクルーシブ教育の御担当の方が今回入られたということで先ほど報告がありましたけれども、そういった新しい動きといったことも見つけやすいように、あとは教育以外の、外部の人たちの連携が取りやすいように、発信の仕方を工夫していただければと思います。すみません、直接的な報告との関連は少なかったかもしれませんが、これはお願いでございます。

鯉淵教育長

ありがとうございました。ほかには何かありますか。

中村委員

すみません。話がどんどんずれてしまうのですが、今、森委員のお話を伺っていて思ったのですが、今は情報公開ということで学校もホームページにいろいろな情報をアップしていますし、教育委員会もアップしています。もしかするとそのアップするということで満足してしまって、誰がどのような目的でどのような情報を得たいと思っているのかという相手意識が少ないのではないかと思います。今ほどこまめにどのような情報をアップするかというのは難しい問題もあるかと思いますが、今必要とされている情報は何だろう

と、常に見る人の側のことを考えてアップしていくことが必要なのではないかと
いう感想を抱きました。以上です。

鯉淵教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

それでは、ほかにご質問がなければ、「榎が丘小学校」「すすき野中学校」
「緑図書館」「青葉おはなしフェスティバル実行委員会」の文部科学大臣表彰の
受賞について、所管課から報告いたします。

渡邊生涯学習
担当部長

それでは、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

文部科学省では読書活動の一層の推進に資するため、特色ある実践を行って
いる学校、図書館、団体に対して、大臣表彰を行っています。このたび榎が丘小学
校、すすき野中学校、緑図書館、青葉おはなしフェスティバル実行委員会が選ば
れて、4月23日に表彰されますので、報告いたします。また、併せて本日、教育
委員会事務局で記者発表も行います。

詳しくは課長のほうから説明いたします。

宮田生涯学習
文化財課長

それでは、説明申し上げます。今、部長のほうから話がありましたけれども、
この表彰は全国で241件が受賞しておりまして、そのうち横浜市が4件でした。表
面には活動の様子としまして、4件のそれぞれの写真が掲載されています。

裏面をごらんください。具体的にそれぞれの特色ある活動例を紹介させていた
だいておりますが、かいつまんでそれぞれ紹介申し上げます。

まず、青葉区の榎が丘小学校は、1行目の後ろのほうに「『ファミリー読書シ
ート』を配布して、家族の読書記録をとるようにしたりして、読書活動が幅広く
展開されています」とございます。このファミリー読書シートは、図書館と学校
のほうで推薦した200冊程度の図書リストがあって、それを基に親子でお互いに本
の読み聞かせをしたり、紹介し合ったりした様子を記録するシートでございま
す。この学校ではこれを9割以上の児童が取り組んでいて、保護者からたくさん
の感想も寄せられているということでございます。それから、資料の3行目に
「授業を行う教員と資料を提供する学校司書が連携を図り、学校図書館を利活用
した授業実践も増えています」という記載がございます。各学年は様々な教科で
学校図書館を利用してございまして、4年生の例を申し上げますと、研究レポート
学習の一環で図鑑などを用いた授業を実施しています。

2件目の青葉区のすすき野中学校は、1行目に「学校司書とボランティアが協
働して、季節や時事に関する展示を工夫し、細部まで行き届いた学校図書館の環
境整備を行っています」とございます。特にボランティアとの協働では、ボラン
ティアの皆さんは展示のほかにも個別支援学級での読み聞かせですとか、図書委
員への読み聞かせ指導を行っているということでございます。それから、3行目
の中ほどに「近隣の小学校の図書委員が中学校の図書委員会の活動を体験した
り、中学校の図書委員が小学校に読み聞かせの訪問をしたりするなど、読書活動
を通じた小中交流の活動に特色があります」ということでございます。

それから、3件目の緑区の緑図書館です。こちらは1行目に「乳幼児期から青
年期まで、切れ目のない読書支援に取り組んでいます。乳幼児向けには、わらべ
うたや読み聞かせ講座のDVD作成や乳幼児向けの絵本のセット貸出を実施して
います」とございます。これは司書が選んだ赤ちゃん向けの絵本を6冊セットに
して貸出を開始するなどしてございまして、平成29年度の例では1,271セットの貸出
実績がございました。それから、4行目の「さらに」以下で、「中高生を対象と
した、ビブリオバトル体験ワークショップや、『中高生のための文章術講座』な

どを開催し、子供の発達段階ごとに効果的な取組を行っています」ということでございます。

4件目も青葉区ですけれども、青葉おはなしフェスティバル実行委員会です。青葉おはなしフェスティバルは、青葉区で活動する30を超えるボランティアグループが年に1回、一日中複数の会場でおはなし会をしております、これは市内最大級のおはなし会です。参加者は1,000人を超えることもあり、毎年多くの子供たちが楽しみにしているイベントでございます。この実行委員会は20年の長きにわたりこのフェスティバルを開催しております、地域におはなしの輪を根づかせたこと、ボランティアを牽引してきたということが高く評価されたと考えております。様々な読書関連団体の情報共有の場ともなっております、地域コミュニティ形成の一助を担っております。具体的には、読み聞かせや紙芝居ですとか楽器演奏など、様々なスタイルのおはなし会を開催してきました。

以上でございます。

鯉渕教育長

説明が終了いたしました、何か御質問等がございますか。

宮内委員

この表彰を受けた方たちの活動は非常に印象的です。優れた活動をできるだけほかの人たちが取り入れる、また自分たちのやっていることを顧みる、お互いに刺激を受け合うというのがこういった活動の狙いだろうと思います。これも広報の仕方、広報戦略、どのような形で関係者が問題意識を共有し、さらに優れた、もっとおもしろいアイデアを開発していくのが大切です。表彰の効果を広げるための工夫について、何をやっているか教えてください。

渡邊生涯学習
担当部長

まずは、事務局内部のそれぞれの会議などにおいて、こういう表彰があったということで知っていただいて、それぞれの取組において参考にしていただくということを行っております。

渡部生涯学習
文化財課生涯
学習係長

すみません、係長の渡部といいます。あとは年に1度、横浜市の取組を広く公表する全市イベントを開いております。そちらでパネル展示ですとか事例発表などをさせていただくことによって、様々な学校や団体の方に周知しております。

宮内委員

そのイベントの参加者はどのくらいですか。

渡部生涯学習
文化財課生涯
学習係長

昨年度は旭区と一緒に開催いたしまして、全体で400人ということでございます。

宮内委員

学校関係者が参加されるわけですか。

渡部生涯学習
文化財課生涯
学習係長

学校関係者だけでなく、市民で構成される読書団体の方ですとか、あるいは学校司書の方ですとか、そういった方に来ていただいております。

渡邊生涯学習
担当部長

市民向けのイベントでございます。

宮内委員

わかりました。私がお願いしたいのは、すばらしい企画ですので、例えばこの

表彰式ももっと大げさにやって、司書の人たちが集まりやすいとか、いろいろなアイデアを出し合うお祭りのようにしていくといいのではないかと思います。その根底にありますのは、やはり読書離れは目を覆うばかりです。これはものを理解したり、人の意見に耳を傾けたり、表現したりということが日本中だんだん劣化しているのではないかという問題意識から、横浜としては何とかいろいろな工夫をしていきたいということでの提案です。

鯉淵教育長

御意見ということですね。

中村委員

ありがとうございました。年度末に行われた教育委員会表彰でもここに載っている以外の様々な読書ボランティアをやってくださっている団体の方がいらしていました。心を育てるという意味でも、学校はそういう方々に協力していただいているのだなとありがたく思いました。とてもすばらしい取組だと思います。

少しこの文部科学大臣表彰から外れてしまうのですが、今、横浜市の中には外国籍や外国につながる児童が大勢いる学校も大変増えています。そういうところの読書活動や図書館の充実はどのように取り組まれているのか、わかる範囲でお願いします。

沖間企画運営課長

企画運営課長の沖間でございます。外国籍の多い学校のほうに、例えば母国語の本ですとか、あるいは日本語の初歩を学べるような本といったものを図書館としても学校向けに貸し出す取組を昨年からは開始しております。外国籍のお子様でも本に親しんでいくというような環境づくりを、まだ始まったばかりですが、徐々に進めていきたいと思っております。

中村委員

余りにも外国につながる子供たちが増えて、その中でもいろいろと分離が始まるのではないかというようなことも危惧されているようなので、一緒にいる日本の子も、外国につながる子も、それぞれ自分の国の文化や習慣といったものに誇りを持って、それこそ多様性を尊重すると言っているのです。そういうことにもつながるような取組をしていただけたらありがたいと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかに何かございますか。

間野委員

本市では読書条例を作って、市民の読書習慣の普及・定着をやっているわけですが、条例制定には実際にどのような効果があったのでしょうか。それから、図書館行政全般について、今、1館だけ指定管理者制度を導入していますが、それも試験的に導入して、その試験結果の評価がないまま、最近、図書館行政が余り動いている実感がないのですが、今はどのようなことを研究・検討されているのか、この2点を教えてください。

渡邊生涯学習担当部長

読書条例ができて、第1次読書計画という形で計画を作りまして、その中で4つの重点項目を置きました。1つは子供の発達段階に応じた読書活動の推進、2つ目が成人の読書活動の推進と担い手の拡大、3つ目が読書活動の拠点の強化と連携、4つ目が区の地域特性に応じた読書活動の推進という形で、それぞれの重点項目に合わせて具体的な成果指標、主に数値を入れた形で、目標を達成できるよう頑張ってきたところです。

現時点ではまだ平成30年度の状況が出ていないので、平成29年度になりますが、まず、子供の読書習慣の定着がなかなかその後、スマートフォンの普及など

で定着していないといえますか、今は悪い状況にあります。現時点では1日のうち読書を全くしていないと回答した小学生の割合は、28%を目標としていたのですが、それより悪い数字になっております。2つ目の成人の読書活動の推進と担い手の拡大は、具体的な成果指標として、読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動者延べ人数を成果指標にしている、目標値を3,000人としておりますが、これは平成29年度の時点で目標値を大幅に超えている状況でございます。3つ目の読書活動の拠点の強化と連携の具体的な成果指標としては、図書館での団体貸出、グループ貸出、学校向け貸出の冊数ということで、24万冊という目標を掲げていましたが、これも今の時点では厳しい状況でございます。なかなか地域団体の高齢化などがありまして、思ったほど貸出が伸びていないという状況があるようです。4つ目が区の地域性に応じた読書活動の推進ですけれども、成果指標として、区の活動目標に策定ということで、全区で平成26年度中に作っていただき、現在推進して、達成される状況にあります。

間野委員

ありがとうございます。もしかすると、子供がスマートフォンの普及と相まって目標値を達成できない理由の一つを推察されたわけですが、読書は紙だけではなく、電子書籍などの形態も増えてきていますので、そういったこともきちんと計測したり、普及させたりしていくことによって、読書条例を作った効果が出てくるかもしれないと今、感じました。ありがとうございます。
あと、指定管理者制度をお願いします。

沖間企画運営課長

指定管理者制度につきましては、第三者で構成しています選定評価委員会で評価をいただいておりますので、そういったことについては様々な媒体で公表させていただいております。また、今の指定管理が今年度で終了ということになりますので、また改めて次の指定管理についてどうするのかについては、この会議の別の機会に説明させていただければと思っております。

間野委員

その1館についての評価は毎回報告を受けているのですが、その評価がよかったらどうして2館目、3館目と市内に展開していかないのか、どうも1館で試験的にやったまま、本市も指定管理者を導入していますという形だけで止まっているような気がします。効果がないのであれば戻したほうがいいと思いますし、そのあたりの研究や検討はどうなっているのかということです。

沖間企画運営課長

今、行っております青葉区の取組は、青葉区が区レベルで非常に先進的に取り組んだところを指定管理にしているものですから、ほかの区とは単純比較ができませんので、その辺も含めての分析をしなければいけないと思っております。いずれにしても、図書館の今後の管理・運営の方法につきましては、別途こちらのほうから改めて説明させていただければと思っております。

間野委員

ありがとうございます。

鯉淵教育長

よろしいですか。

森委員

報告をありがとうございます。1つ質問なのですが、いろいろな区の図書館で施設間の連携をしているかと思えます。今、全ての区で図書館と、区内のいろいろな施設の連携はされている状況ですか。

沖間企画運営
課長

読書条例ができて、先ほどの報告にありました読書活動推進目標の中で、各区ともおおむね様々な区内の読書関連施設との連携に取り組んでおります。例えば、地区センターでのボランティアの養成、あるいは地域子育て支援拠点との連携等を図っていると認識しております。

森委員

ありがとうございます。いろいろな福祉的な活動を担っている施設ですとか、地区センターですとか、そういったところとの連携があるというお話をいただきました。今、なぜそれを伺ったかといいますと、読書活動や図書館がこれからすごく大きなキーになってくると思っておりまして、今、御報告いただいた読書活動の推進という側面ももちろんそうですが、それ以外にも教育にいろいろな社会のプレーヤーの人たちがかかわる土壌としてとても大事だと感じております。実際に今、御報告いただいた、青葉おはなしフェスティバル実行委員会の最後に「地域コミュニティの形成の一助を担っています」と書いていただいています。本当にその効果があると感じています。実際に学校の中に地域のボランティアの方が読み聞かせで入ってくださっていたり、施設間連携を図書館でしていたりということもあって、学校の中にももっと施設の方々との連携が入ってもいいはずですが、今の施設間連携の話と、学校の中にいろいろなプレーヤーが入ってくるといことがどこか分かれてしまっているような印象を今は抱いています。それがまだ私の印象だけなので、実際にそうなのか、違うということでしたら、今少し補足していただければと思います。例えば、施設間連携で学校司書さんは入っているのでしょうか。

沖間企画運営
課長

お答えになるかどうかわかりませんが、当然学校司書がそういう地域の施設に出かけるということは、業務上のはんちゅうとしては多分余りないと思います。ただ、図書館に来ていただいて、研修の会場として図書館を使い、図書館司書が学校司書と一緒に研修を進めていくというような連携は進めております。あるいは、学校司書の様々な御相談に図書館が応じていくという形での連携は進めさせていただいております。

森委員

ありがとうございます。そういった流れが少しもったいないと感じるところとして、読み聞かせグループのボランティアの皆さんたちは学校に行っているような話は以前聞いたこともありますが、学校の中でいろいろと動いていらっしゃる皆さんがそういうところに出かけて、いろいろな地区センターですとか、それこそ子育て関連の拠点の方々との連携し、お互いに知り合うことで、学校の教育をいろいろな人たちに支えてもらうことにもつながる動きになっていくのではないかと感じます。業務過多で、学校コーディネーターの皆さんも学校司書の皆さんもそれぞれ大変だとは思いますが、せつかく教育委員会の中にその2つの動きがあると思うので、つなげて考えていけるような動きがあったらいいなと思いました。

鯉渕教育長

ありがとうございます。ほかに何か御質問・御意見等はございますか。

それでは、次に議事日程に従い、報告案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りします。教委報第4号「教職員の人事に関する臨時代理報告について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、教委報第4号は、非公開といたします。

議事日程に従い、教委報第1号「横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の制定に関する臨時代理報告について」について、所管課から説明いたします。

久米職員課長

職員課長の久米です。よろしくお願いいたします。

こちらにつきましては、横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程を制定するに当たりまして、委員会を開くいとまがなかったことから、教育長において臨時代理を行ったため、今回報告をさせていただくものでございます。

それでは、ホッチキス留めの後ろにつけております説明資料で説明させていただきたいと思っております。今回の規程の制定につきましては、昨年度実施しておりました市全体のフレックスタイム制度の試行を本格実施するに当たりまして、規程の整理をするものでございます。

では、説明資料1番の制定の趣旨でございます。「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例」等の改正及び「職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則」の制定によりまして、市全体でフレックスタイム制度勤務が本格的に導入されております。この制度の施行に伴いまして、市長部局では「フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程」が制定されましたが、教育委員会に勤務するこの制度の対象である職員のうち、図書館に勤務する職員の勤務時間は別途「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程」で規定されており、市長部局の規定を準用することができないため、個別に制定する必要があったものでございます。

2番ですが、施行期日はこの4月1日です。

3番です。臨時代理報告となった理由ですが、繰り返しになりますが、こちらの文章にあります「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」を改正する市会議案が、平成31年3月19日の市会本会議で議決されまして、3月25日に公布されております。また、市長部局におけるフレックスタイム勤務制度の関係規則の制定が3月20日ということで、教育委員会事務局はそれらを踏まえて制定することから、それ以降の制定となりますので、それまでの間に教育委員会を開催するいとまがなく、教育長に委任する事務ということで、臨時代理で処理をさせていただいております。

制定内容につきましては、フレックスタイム勤務制度の勤務時間の割振りの設定、こちらは試行で行っていたものと同じ時間の割振りとなっております。

(2)は、承認者は所属長です。大変申し訳ございません。こちらの資料は所属長が繰り返しになっておりますので、後ろのほうは削除をお願いいたします。

こちらの規程につきましては、3ページから5ページのほうに掲載させていただいております。勤務時間の割振りは別表第1に1組から15組まで設定されております。

昨年度のフレックスタイムの教育委員会事務局での実施状況は、直近で集計した2月分ということになりますが、制度を利用した職員数としましては、34人になっております。この職員が繰り返し使っておりまして、延べ回数としましては183回ということですので。職位で見ますと、やはり一番多く使っておりますのは職員でして、65%が職員です。ただ、次の事由にも関係しますけれども、課長補佐や係長級には育児中という者もおりまして、34%が課長補佐、係長です。

事由別ですけれども、やはり多いのは子育てで、72%となっております。そのほか、特徴としまして、性質上、大体が外部との打ち合わせでどうしても時間外に設定されるような会議などの場合は、このフレックスタイム制度を使って、遅く出てきて遅く終わるといような形で、会議時間が超過勤務にならないようにという使い方もあり、少しずつそういったことも浸透してきています。

勤務時間で一番選ばれておりますのは、第6組の9時から5時45分までが最も多い状況です。子育てということで、子供の送り、もしくは小学校へ入りますと当初は子供と一緒に家を出たいといったことで、こういうものを使う者が多いのではないかと感じました。

説明は以上です。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御質問等がありますか。

特に御質問等がなければ、教委報第1号については、報告のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、報告のとおり承認させていただきます。

次に、教委報第2号「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正に関する臨時代理報告について」について、所管課から説明いたします。

久米職員課長

こちらにつきましても、横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程を改正するに当たりまして、教育委員会を開くいとまがなかったということで、教育長において臨時代理をさせていただいたものでございます。

では、ホッチキス留めの後ろについております説明資料で説明させていただきます。

1番の改正の趣旨でございます。「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例」の一部改正によりまして、職員の勤務時間についてフレックスタイム制度を導入するとともに、超過勤務命令時間及び休業日の振替に関し必要な事項が市全体で規定されております。この条例の改正に伴いまして、「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程」も改正する必要があったということで、一部改正を行ったものでございます。

2番の改正の内容です。図書館職員、用務員、給食調理員等を対象としました「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程」で定めると規定されております「職員の勤務を要しない日、勤務時間、休憩時間、及び休業日の振替」のうち、「休業日の振替」につきましては、今回の条例改正に伴いまして、条例に規定が追加され、改めてこの規程で定める事項がなくなったということで、規程から削除するものでございます。

新旧対照表は4ページに添付しておりますが、下から3行目の下線のところを見比べていただきますと、「休業日の振替」は定める必要がないということで、字句が削除されています。

3番の施行期日は、4月1日でございます。

4番の臨時代理報告となった理由につきましては、1番目の報告と重なりますけれども、関連する条例の議決が3月19日ということで、4月1日の施行に間に合わせるためには教育委員会を開くいとまがなかったということでございます。最後の2行になりますが、この改正は、同条例の改正に伴った関連規程の整理のみを行ったものでございまして、これまでの教育委員会における運用と変わるも

のではないということでございます。
説明は以上です。

鯉渕教育長 所管課から説明が終了しましたが、御質問等はございますか。

森委員 御報告をありがとうございます。1、2両方を通して質問というよりは確認ですが、何か新しく変わったというよりは、条例に格上げされたという認識でよろしいですか。

久米職員課長 そうですね。我々の取組として何かが変わるということはありません。フレックスタイム制度につきましては、昨年度試行で行っておりました。試行ですと、やはりやめるか続けるかの判断の前提としてやるものでございまして、今回、本格的にやるということになりましたので、条例等から規程の整理をして、継続的・安定的に行うということになります。2番の勤務時間に関する規程につきましても、運用上変わるものはなく、条例で改めて決められたということになります。

森委員 ありがとうございます。実際にこういう制度が整っていくことは、どんな職場でもとても大事なことだと思います。ただ、制度だけができて、実際は取りにくいということが起きないように取組も同時並行でしていただけたらと思えました。ありがとうございます。

鯉渕教育長 よろしいですか。
ほかに御質問等がなければ、教委報第2号については、報告のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員 <了 承>

鯉渕教育長 それでは、報告のとおり承認させていただきます。
次に、教委報第3号「横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正に関する臨時代理報告について」について、所管課から説明いたします。

古橋教職員人事部長 教職員人事部長の古橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
教委報第3号「横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正に関する臨時代理報告について」について、説明させていただきます。詳細につきましては、教職員労務課長から説明いたします。

山下教職員労務課長 教職員労務課長の山下でございます。よろしくお願いいたします。
説明資料の3番です。資料の一番後ろについていると思います。こちらで説明させていただきます。

1の改正の趣旨ですが、「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例」の一部改正により、教育委員会が所管する「横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程」に定める規定の一部が同条例で定められたため、重複部分について同規程から削除したものでございます。

2番の改正の主な内容ですが、「横浜市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程」の第2条「勤務時間の割振り」、第4条「勤務を要しない日」、第7

条「職員の休業日の振り替え」、第8条「職員の休業日の振り替えの特例」、第10条第1項から第4項及び第6項「育児短時間勤務職員等の勤務時間等」を削除いたしました。

3番の施行期日ですが、平成31年4月1日になります。

4の臨時代理報告となった理由についてですが、前の2つの臨時代理報告と同様に、基になる条例改正の議決が平成31年3月19日に行われ、議決から同条例の施行までの間に教育委員会を開催するいとまがなかったことから、教育長の臨時代理により処理いたしましたものです。

最後に、この改正は、同条例の改正に伴った関連規程の整理のみを行ったもので、これまでの教育委員会における運用と変わるものではありません。

3ページから改正文及び新旧対照表をつけておりますが、こちらは後ほど御確認いただければと思います。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了いたしました。御質問等はございますか。

宮内委員

ルールはよくわかりました。学校教員がより働きやすい制度を追求していただきたいということでもあります。同じことばかり言っていますが、小学校の職員の員数、質、両方とも絶対量が不足しています。員数というのは人数で、一番大事なものは能力ですが、両方不足しています。さらに小学校の教員に求める資質能力というのも多様化・高度化しているのではないかと思います。昨今、教科担任制というのが一般化しつつありますし、国でも議論され始めるのですが、教科担任制を広めるということはぜひ推進していただきたい。さらに学年担任制をトライアルで行いたいと思っております。学年担任制というのは、1組、2組、3組とあって、ある先生は育児・出産等々で時間的にいろいろな都合があるかもしれない、もしくは介護など、属人的にいろいろな事情があるでしょう。それらを集団でカバーするというメリットがあります。また、先生と生徒の相性も非常に難しい問題がありますし、能力差もあります。集団指導でカバーするというような体制を作らないと、フレックスタイムだ何だといっても、絵に描いたもちではないかと思えます。

それから、求められる能力の多様性ですが、インクルーシブ教育といっても発達障害児対応の最低限の知識・技術を持たない人にゆだねることは非常に無責任です。だからといって、金がないからすぐに対応できないですが、横浜市でできることを一つ一つやっていくことが我々の責務と考えております。今、教科担任制プラス学年担任制ということを申し上げましたが、あとは退職者を効率的に使う、これもネット管理で、私は、「教師Uber」システムを創り、必要に応じてすぐに派遣できるようなやり方が考えられると思っております。また、教職免許を持たない人材の特区活用、それと小中学校の小中一貫として教員もプールして活用し、特に教科プラス非行対策とか、いろいろな専門性が要求されている中で、人材活用の工夫は国の法律改正を待たずしてできることが幾らでもあるのではないかと思っております。足りない能力、足りない員数を副校長がカバーしたり、校長がカバーしたり、アクロバットのやっているのが現状かと思えます。さらにそういう仕事をやるのはもうたまらないということで、副校長になりたい人、校長になりたい人が減る傾向にある公共団体もあると聞いております。これはとんでもない話ですので、ぜひ横浜独自のシステムを開発したいという願いであります。

鯉淵教育長	答えられる範囲でお願いします。
古橋教職員人事部長	<p>教職員の人数については、今までも採用の会場を増やすとか、いろいろな確保策について様々に取り組んでおります。これは今後につきましてもやっていきたいと思っております。さらにそもそもの教員の人数ですが、標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）がございまして、やはり国のほうにもその標準法の拡大についての要望も引き続き行っていきたいと思っております。</p> <p>また、宮内委員のほうからございました、正規でない部分の活用方法などについても、研究させていただきたいと思っております。</p>
宮内委員	<p>これは喫緊の課題だと思います。いつでも検討とやっけてはいけません。国の制度が変わるのは時間がかかります。でも、政令指定都市のリーダーである横浜が日本の教育を変えるのだという気概を持って仕事をしたいと思っ、かような提案をさせていただいている次第であります。</p>
鯉淵教育長	ほかに何か御意見はございますか。
中村委員	<p>今、宮内委員が言われたように、いろいろな考えがあっても、それをいかに進めていくか、具体化していくかということが大事だと思います。いろいろと限られている面はあるかと思いますが、ぜひ進めていただきたいと思っ。</p> <p>勤務時間の割振りは、例えば学校の勤務態様によって、例えば子供たちがいるときとか、長期休業中とか、必ずそれぞれに照らし合わせて教育委員会に提出していますよね。ですが、実際になかなかそのとおりになっているかという、いない場合も多く、例えば休憩時間などはなかなか取りにくいという状況もあります。昨年度はスマイルで実際の教員の勤務や休憩時間がどうなっているかという調査がありました。この割振りを提出するだけではなく、実際と照らし合わせてどうなのかということぜひ今後も継続して調べて、実態を把握していただきたいと思っ。</p> <p>それから、今年度が4月から始まって、子供たちはみんな、期待にわくわくしていると思っますが、今までですと欠員のまま新年度がスタートするというようなこともありました。今年度はまさかそのようなことはないと思っますが、絶対的に人が足りないということは、働き方改革にもつながっていきませんので、くれぐれも欠員がないように、あるいは非常勤や臨任の手当も制度を作るだけではなく、先ほどもお話がありましたけれども、その制度がきちんと運用できるような体制を作っていただきたいと思っ。以上です。</p>
古橋教職員人事部長	<p>中村委員からの御指摘を踏まえまして、人材確保につきましては、できるだけ対策について、それぞれ労務の問題であったり、また研修で教員を育成するなどの部署とも相談をしながら、教員の確保策については取れるだけの手段を取っていきたくと思っ。</p>
森委員	<p>報告をありがとうございます。1つ質問ですが、フレックスを実際に、試行的にやってきた学校で、例えば遅く出勤してきたらこのような形で学校としてサポートしたですとか、そういった今までの事例から全市的に捉えることというのもあるのではないかと思っ。好事例というのでしょうか、もしありましたら工夫を教えていただけたらと思っ。</p>

鯉淵教育長

今おっしゃっているのは教員についてということですね。

森委員

さようでございます。今、中村委員がおっしゃったように、今までもそうだったと思うので、フレックスに限らずなのかもしれませんが、例えば子供が病気したときに、先生が休めない環境であっては本当はいけないというか、休みたいと思ったときに休めることが大事です。片や子供たちの授業も進めていかなければいけない、そのジレンマを常に抱えていらして、現場の先生は本当に大変だろうと思います。家庭と教えるということ、保護者からの期待もありということで、大変なこととは思いますが、そういったときに学校長や副校長先生がカバーしているという話が先ほど宮内委員からありましたので、そのカバーの仕方ということで、きっと現場にはいろいろなこれまでの知恵があったのではないかと思うのですけれども、私自身が学校にずっといたわけではありませんから、理解できていないところもあります。このようなカバーの仕方では今までは過度な負担が校長・副校長先生にいくのではなくてできてきたというような事例があれば、教えていただければと思いました。

山下教職員労務課長

おっしゃるとおり、学校現場というのは学級担任がありまして、我々の働き方と違って、大分強く拘束を受ける部分がございます。今まで御議論いただいていたとおり、なかなか取りづらい面があります。実際にフレックスを利用された方は、割合では、多く利用されたのは担任を持っていない先生だったというのが昨年度の試行の状況になっております。実際にやられた方につきましては、何らかの形で先生方同士のカバーや、今、御議論があったように、副校長先生や校長先生のカバーということになるかと思えます。その辺については、今後、好事例を我々もきちんと収集しまして、働き方改革の情報紙等もありますので、そういったところで広めていくというか、皆さんに参考としていただくような方向を取っていきたいと思えます。

森委員

ありがとうございます。横浜市の実例だったかどうか、私も定かではありませんが、こうした事例を聞いたことがあるということで、少し紹介させてください。先生が休んだときに、地域の方が自分のライフヒストリーを話したというような事例を聞いたことがあります。今、子供たちが触れる大人の数がとても少ない中で、先生以外のいろいろな大人がこれまでどんな人生を生きてきて、どんな仕事をして、そしてどうやってそれを乗り越えてきたかというような話を聞くことは、子供のこれからのキャリアを積んでいったり、人生の選択をしていったりする上では、とても大事なことでもあるのではないかと思います。休んだときに学校の中だけでカバーしなければいけないという発想からも抜けながら、先生方も休みを取りたいとき、遅く出勤したいとき、そのようにできるような形も考えていけたらと思いました。以上です。

鯉淵教育長

ほかに何か御意見・御質問はありますか。

宮内委員

今のお答えで、学級担任だからという話もありましたし、担任はフレックスを取れないという話がありました。だから、学級担任制はだめなのです。お答えできる範囲でというような教育長の御指示もあるので、ディスカッションはなかなかここではできませんが、こういう制度があるからできない云々というのは、できない理由づけにしかありません。私たちは理想を追求する行政職にいるわけで

すから、やらなければいけないことは無理があってもやるのだという意志、理念に対する矜持を持たなければ絶対にできないと思います。ということで、ぜひ新人事部長におかれましては、乱暴なリーダーシップを発揮していただきたいというのが切なる願いであります。

鯉渕教育長

御意見として、似たり寄ったりのことは私も申し上げておりますので、よろしくお願いいたします。

間野委員

これは慢性的な問題で、人材不足・人手不足ということをやっと言い続けていますが、抜本的に国が解決しなければならぬということで、先送りしてきました。やはり一自治体として、横浜市の教員の給与制度も変わりました。ただ、1校につき1人増やした瞬間に25億円必要です。2人増やしたら50億円、4人増やしたら100億円という、とにかくお金がかかることではあるのですけれども、もはや教育問題ではなく、社会問題だと思います。働き手としての教員のなり手が減ってきているわけですし、処遇の改善も含めて、学校崩壊・学級崩壊が起きることはその子の人生にとって大問題になり、つけが必ず後で回ってくると思います。ここは僕ら教育委員会として、この問題はその都度でなく、定期的にとか、毎月とか、きちんと検討していく必要がある課題ではないかと思います。以上です。

鯉渕教育長

ほかに何か御意見はありますか。

教委報第3号の関連での御意見だったと思いますので、教委報第3号につきましては、報告のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、報告のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の報告が終了いたしました。

事務局から、報告をお願いします。

齊藤総務課長

3月11日から4月16日の間に個人の方20名から、市立北綱島特別支援学校に関する要望書が、3月18日に個人の方1名から、教育を受ける権利の確保及びクラス編成基準の緩和についての要望書が、4月17日に個人の方1名から、学校施設の安全管理、横浜市 of 安全意識改革と予算措置等についての請願書が、4月18日に1団体から、教科書採択に各学校・教員の意見が反映されるよう改善を求める請願書が提出されました。これらの要望書等につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会定例会は、5月10日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、5月24日金曜日の午前10時から開催する予定です。

以上です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は5月10日金曜日の午前10時から開催する予定です。

また、次回の教育委員会臨時会は5月24日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委報第4号「教職員の人事に関する臨時代理報告について」報告
(報告のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時33分]